令和８年度　第２回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

NO.	推奨メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	東みよし町商品券給付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者への迅速支援として、町内取扱店で利用可能な商品券を全町民に配布することで家計負担の軽減および地域経済の活性化を図る。 ②全町民（約13，000人）に対し町内取扱店で利用可能な商品券10,000円分を配布する。 ③委託料　：商品券発行業務　3,138千円 商品券配送業務　10,010千円 補助金　：商品券給付額　130,000千円 ※13，000人×10，000円（商品券内訳：1，000円券×7枚+500円券×6枚） ④全町民：約13，000人／取扱店数：100～150	R8.4	R8.12
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費保護者負担軽減事業（令和8年3月分）	①学校給食費の負担を軽減することにより、物価高騰に直面する子育て世帯を支援する。 ②Ｒ8年3月分の学校給食費の補助（教職員を除く）負担金補助及び交付金　2,963千円 ③小学校 260円×526人×15日＝2,051,400円 中学校 280円×217人×15日＝911,400円 合計2,963千円 ④町立小・中学校の児童・生徒及び町内に住所を有し町外の義務教育諸学校に在籍する者の保護者	R8.4	R8.5
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度学校給食費保護者負担軽減事業（中学校）	①学校給食費の負担を軽減することにより、物価高騰に直面する子育て世帯を支援する。 ②賄材料費（中学生保護者負担軽減分）16,212千円 負担金補助及び交付金（町内から町外中学校就学者、中学校弁当等持参者分）991千円 ③賄材料費（4月～3月分）（中学生分のみ） 280円×300人×193日＝16,212,000円 給食費負担軽減事業補助金（4月～2月分）（職員を除く） 中学校 280円×20人×177日＝991,200円 合計17,203千円 ④町立中学校の生徒及び町内に住所を有し町外の義務教育諸学校中学校学年に在籍する者の保護者	R8.4	R9.2
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度学校給食物価高騰対策事業（中学校）	①様々な食材の高騰が続く中で、交付金を活用することにより、質や量を落とすことなく給食を提供することができる。 ②賄材料費　2,055千円 ③賄材料費単価増分30円×355人×193日＝2,055千円 ④中学校学校給食賄材料費の物価高騰分 上記に関して、教職員分は含まれていない。	R8.4	R9.3

5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度私立保育所等給食材料費高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により給食の食材料費が高騰する中、給食材料費の保護者の負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を提供するとともに、児童の発達段階や健康状態に応じた食育の充実を支援するため、町内私立保育所等に対し補助金を交付する。（教職員を除く） ②補助金（給食材料費） ③各月ごとに当該月の初日において在籍する教育・保育給付認定子ども数に1,000円を乗じて得た額(令和7年度より対象児童を0歳児～に拡大) 私立保育所1,000円×74定員×12月・私立認定こども園1,000円×180定員×12月 ④町内に在する私立保育所等を運営する事業者	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度公立保育所等給食材料費高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により給食の食材料費が高騰する中、給食材料費の保護者の負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を提供するとともに、児童の発達段階や健康状態に応じた食育の充実を支援するため、町内私立保育所等に対し補助金を交付する。（教職員を除く） ②補助金（給食材料費） ③各月ごとに当該月の初日において在籍する教育・保育給付認定子ども数に1,000円を乗じて得た額(令和7年度より対象児童を0歳児～に拡大) 公立認定こども園1,000円×210定員×12月 ④町内に在する私立保育所等を運営する事業者	R8.4	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和8年度高校生等通学支援給付金事業	①本町には高等学校がなく、町外へ様々な交通手段で通学しており、それに係る費用負担も大きい（JR・バス定期代、自家用車送迎の燃料費等）。よって、交通手段を問わず、15,000円の給付金を交付し、物価高騰に直面する子育て世帯の生活支援を行う。 ②給付金及び給付金の交付に必要な消耗品費・通信運搬費等の事務経費。 ③ ・消耗品費5,000円（ﾗﾍﾞﾙｼｰﾙ等） ・通信運搬費73,040円（交付金案内資料郵送料・決定通知書郵送料332件分） ・支援給付金4,980,000円（15,000円×332人） ④令和8年度東みよし町在住者高校生約332人（住民基本台帳にて対象者を抽出）	R8.11	R9.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和8年度社会福祉施設等物価高騰対策支援金事業	①支援金の交付によって、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の負担を軽減することで、障がい・介護・老人・児童等の福祉事業を行う社会福祉施設又は事業所における安定した事業運営の維持を図る。 ②社会福祉施設等に対する支援金及び支援金の周知や交付に必要な消耗品費・通信運搬費・手数料等の事務経費。 ③入所施設等支援金7,488,000円（12,000円×定員624人）、通所事業所等支援金1,128,000円　（4,000円×定員282人）、訪問事業所等支援金510,000円（10,000円×訪問用車両数51台）、保育所等支援金1,374,000円（6,000円×利用定員229人）、用紙代10,000円、印刷機用インク代40,000円、郵送代15,000円、新聞折込手数料40,000円 ④障がい・介護・老人・児童等の福祉事業を行う社会福祉施設又は事業所	R8.4	R8.8
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	令和8年度公衆浴場高騰対策支援事業	①エネルギー価格、物価高騰の影響により厳しい経営状況に置かれている、本町公衆浴場施設経営の指定管理料に電気料金の高騰分を上乗せすることで入浴料への価格転嫁対策とし、利用者負担増を防ぐ。 ②井戸ポンプ、ヒートポンプ（熱ポンプ）、薬注装置、配水ポンプ等に係る電気料金の高騰分を指定管理料追加額とする。 ③令和3年度制度追加時の指定管理料の額面を基準とし、差分を支援額とする。※電気料金差額（【R8見込み】29,500,000円-【R3】16,698,648円）×指定管理料収入割合0.357×消費税1.1≒支援額5,000千円（指定管理料追加額） ④吉野川ハイウェイオアシス施設（美濃田の湯）指定管理者：吉野川オアシス株式会社	R8.4	R9.3

10	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業光熱費高騰分支援事業	①水道施設の電気代高騰分に充てる。 ②水道料金の値上げやサービス低下をさけ住民に安全な水を供給する。 ③令和8年度電気料金見込額－令和3年度電気料金実績額＝1，000千円 ④地方公共団体の運営する水道施設にかかる電気代の高騰分を補填し、水道料金高騰に伴う地域住民への負担増加を防止する。	R8.4	R9.3
11	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業光熱費高騰分支援事業	①物価高騰の影響を受けた下水道施設等の電気料金を支援することにより、安定的な下水道事業の継続を図る。 ②下水道施設等の電気料金高騰分 ③令和8年度電気料金見込額－令和3年度電気料金実績額＝4,100千円 ④下水道施設にかかる電気代（東みよし町三好浄化センター、マンホールポンプ場、コンポストハウス）	R8.4	R9.3
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度暮らし応援デジタルギフトモデル事業	【№14（国R8補正）と併用】 ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者への迅速支援として、電子マネーやポイント形式（5,000円相当）、ギフト券（4,000円相当）等を選択可能な給付金を18歳以上（高校生等を除く）の町民に給付する。 ②給付金および事務費 ③委託料　：電子マネー等　5,000円×8,960人＝44,800千円 ギフト券　4,000円×2,240人＝8,960千円 発行手数料53,760千円×0.1×1.1＝5,914千円 事務局経費19,757千円 ④18歳以上（高校生等を除く）の町民（約11，200人）	R8.8	R9.1
13	①食料品の物価高騰に対する支援	令和8年度暮らし応援デジタルギフトモデル事業（R8補正分）	【№13（国R7補正）と併用】 ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者への迅速支援として、電子マネーやポイント形式、ギフト券等を選択可能な給付金を18歳以上（高校生等を除く）の町民を対象に1,000円上乗せして給付する。 ②給付金および事務費 ③委託料　：給付金上乗せ分11,200人×1,000円＝11,200千円 発行手数料　1,232千円 ④18歳以上（高校生等を除く）の町民（約11，200人）	R8.8	R9.1